

大和市告示第58号

大和市私設保育施設支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市私設保育施設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2の届出を義務づけられた私設保育施設が実施する事業のうち、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙。以下「国要綱」という。）に定めるものに対し補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、国要綱第3項第26号②エに掲げる新型コロナウイルス感染症対策として行う環境改善事業（安全対策事業）であって、令和2年1月16日から同年3月31日までに実施するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、国要綱別表間接補助事業、保育環境改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合）の項4 対象経費の欄に定める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国要綱別表間接補助事業、保育環境改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合）の項3 基準額の欄に定める額、補助対象経費の実支出額又は総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も低い額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、規則第4条に規定する書類に、別に定める保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策）内訳書（次条において「内訳書」という。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない

(計画変更)

第6条 規則第8条第1項及び第10条に規定する必要な書類は、内訳書その他市長が必要と認める書類とする。

(実績報告)

第7条 規則第10条の規定による提出は、補助事業が完了した日から15日を経過した日又は補助金の交付を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(書類の整備)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了する日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和2年1月16日から適用する。